

(7) 平成28年1月から

マイナンバー(個人番号)の利用が始まります

マイナンバー制度の導入により、社会保障や税などの手続きをする際、申請書などにマイナンバーの記入が原則必要となります。マイナンバーの利用について、詳しくは手続きを行う各担当課へお問い合わせください。

■ マイナンバーを利用する行政手続き

マイナンバーは、公正・公平な給付と負担を図りながら、行政の効率化と区民の皆さんの利便性の向上を目的に法律・条例で定められた業務において利用します。

手続きの種類	主な手続き内容	電話番号	担当課
地方税に関すること	減免申請、納税義務承継の届け出など	5654-8550	税務課(区役所3階321番)
障害のある方への支援に関すること	身体障害者手帳交付の申請、届け出	5654-8302	障害福祉課 (区役所2階201番)
	障害福祉サービス(身体障害・知的障害)の申請、届け出	5654-8594	
	自立支援医療費支給(更生医療)の申請、届け出	5654-8302	
	補装具費支給の申請		
	障害児通所支援の申請、届け出	5654-8594	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、東京都重度心身障害者手当の申請、届け出	5654-8301	
国民健康保険 および後期高齢者医療制度に関すること	精神障害者保健福祉手帳交付の申請、届け出	3602-1274	保健予防課 (青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
	自立支援医療費支給(精神通院)の申請、届け出		
	障害福祉サービス(精神障害)の申請、届け出		
国民健康保険 および後期高齢者医療制度に関すること	国民健康保険の資格取得・喪失・変更、保険証再交付など	5654-8210	国保年金課 (区役所3階315番)
	後期高齢者医療制度の資格取得・喪失・変更、保険証再交付など	5654-8528	
	国民健康保険および後期高齢者医療制度の各種給付金支給の申請など	5654-8212	
介護保険に関すること	高額介護サービス費、高額介護合算サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費の支給、介護保険施設での負担額軽減、ケアプランなどの申請、届け出	5654-8246	介護保険課 (区役所2階201番)
	認定申請(新規、更新、変更)など	5654-8248	
	資格取得、喪失、変更、保険証の再発行などの申請、届け出	5654-8249	
生活保護に関すること	支援の実施など	5654-8284	西生活課(区役所2階234番)
中国残留邦人等に関すること	中国残留邦人等への支援の実施など	3607-2152	東生活課(金町1-6-24)
		3607-2109	
子育てに関すること	児童手当支給の申請、変更、現況届など	5654-8298	子育て支援課 (区役所4階401番)
	児童扶養手当支給の申請、変更、現況届など		
	児童育成手当支給の申請、変更、現況届など		
	特別児童扶養手当等支給の申請、変更、現況届など		
	ひとり親家庭等の医療費助成の申請、現況届など		
	子ども医療費助成の申請など		
	ひとり親家庭の自立支援事業、貸付申請、各施設の入所申請など		
保育所の入所申込、支給認定申請など	5654-8279		
母子保健事業に関すること	妊娠届、養育医療の申請など	3602-1387	子ども家庭支援課 (青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
予防接種に関すること	健康被害救済給付	3602-1238	保健予防課 (青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
小児慢性特定疾病医療費に関すること	支給申請など	3602-1274	保健予防課 (青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
区営住宅などに関すること	区営住宅などの申請や使用料の減額免除	5654-8353	住環境整備課(区役所4階421番)
就学援助に関すること	就学援助の申請や認定など	5654-8457	学務課(区役所4階428番)

法改正などにより、マイナンバーを利用する行政手続きが変更となる場合があります。

マイナンバーを記入する書類を提出の際は、マイナンバーの確認と本人確認のため、右記の書類の提示が必要となります。

マイナンバーの確認

(個人番号確認書類)

通知カード または 住民票の写し(個人番号付)

個人番号カード(裏)

1枚で確認ができます
(交付は平成28年1月下旬以降になります)

本人確認

(本人確認書類)

運転免許証 または パスポート

など公的機関が発行した顔写真入りの本人確認書類1点
(公的保険の被保険者証、年金手帳など顔写真無しの書類は2点)

個人番号カード(表)

個人番号カードの申請方法は、通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請のご案内」か「個人番号カード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)」(トップ→個人番号カード交付申請)をご覧ください。

マイナンバー制度や通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ

● マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

- フリーダイヤルにかからない電話機の場合
- マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
- 通知カード・個人番号カードに関すること ☎050-3818-1250

午前9時30分～午後10時
(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)

個人番号カードの交付予約・通知カードの返戻に関するお問い合わせ

● 葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター

☎0570-66-6754

午前8時～午後8時

— いずれも12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く —

平成28年度の住民税に

適用される主な税制改正

【担当課】 税務課 ☎(5654)8550

ふるさと寄附金(納税)に係る寄附金税額控除額の拡充

ふるさと寄附金(納税)に係る寄附金税額控除は、基本控除に加算される特例控除額の上限が個人住民税の所得割額(調整控除後の所得割額)の10%から20%に引き上げられました(平成27年1月1日以降の寄附金から対象)。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」
所得税の確定申告を行わなくても、所得税・住民税の寄附金控除を受けられる仕組みです。
平成27年4月1日以降に行うふるさと寄附金で、寄附先が5団体以内の場合、確定申告・住民税の申告を行わない場合に限り、ワンストップ特例制度を受けることができます。この場合、

官公署により

申告書などの作成は、国税庁ホームページで
「ご自宅などにインターネットが利用可能なパソコンとプリンターをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で1月上旬から作成できます。

画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが計算され、所得税(復興特別所得税)、消費税、贈与税などの申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

作成した申告書は印刷して郵送などで提出できます。**給与・年金専用画面を新設しました**

給与所得者や公的年金所得者向けの申告書作成画面が新設されました。

【問い合わせ】
e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570(01)5901

【受付】
月々金曜日(土・日曜日、祝日および12月29日(火)～1月3日(日)を除く)

【お問い合わせ】
葛飾税務署
(立石8-31-6)
☎(3691)0941

【担当課】 税務課

特別区民税・都民税からは所得税控除相当額が併せて控除されます。

ワンストップ特例制度の対象とならない主な例
▼確定申告を行う必要がある
▼5団体を越える団体への寄附をしたとき
▼医療費控除や住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるための確定申告をする方

【開設期間】
2月8日(月)～3月15日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)
ただし、2月21日(日)・28日(日)は開設

【受付時間】
午前8時30分から(提出は午後5時まで)

【相談時間】
午前9時15分～午後5時
会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。車での来署は、ご遠慮ください。